

## 現場代理人の常駐緩和について

南関町工事請負契約約款第10条に規定する現場代理人について、熊本県工事の現場代理人との兼任を認めることとしましたので、お知らせします。

### 1 兼任が認められる要件

専任の主任技術者の配置を要しない小規模な工事のみを施工する場合で、以下に掲げる条件をいずれも満たすもの

- ・ 3つまでの同一管内（振興局等）の県発注又は町の発注工事
- ・ 請負金額の合計が税込2,500万円未満の工事  
（建築工事は、税込5,000万円未満の工事）

### 2 手続き

現場代理人を兼任する場合は、契約時等に提出する『現場代理人・主任（監理）技術者通知書』の裏面に、兼任する他の工事名等を記入のうえ兼任要件を満たすことが確認できる資料を提出してください。（別紙の注5参照）

### 3 注意点

- （1）上記要件を満たしていても、現場の施工管理上、発注者が兼任を認めない場合もあります。
- （2）町工事については、町が県工事の現場代理人との兼任を認める場合において適用されます。
- （3）提出された『現場代理人・主任（監理）技術者（変更）通知書』の記載内容に虚偽があった場合は、指名停止措置等を行うことがあります。

### 4 適用日

平成25年8月1日以降に、入札公告又は指名通知を行う工事から適用します。

(第10条関係)

現場代理人  
主任（監理）技術者 通知書

- 1 工事番号 第 号
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 現場代理人氏名
- 5 主任技術者氏名  
保有資格  
免許番号
- 6 監理技術者氏名  
保有資格  
免許番号  
監理技術者資格者証番号
- 7 専門技術者氏名  
保有資格  
免許番号

上記のとおり現場代理人、主任（監理）技術者、専門技術者を定めたので通知します。

平成 年 月 日

住 所

商 号

代表者氏名

印

南関町長

様

- (注) 1 当該工事が建設業法第26条第2項の規定に該当する場合は監理技術者を設置するものとし、それ以外の場合には主任技術者を設置するものとする。
- 2 専門技術者とは、建設業法第26条の2に規定するものをいう。
  - 3 現場代理人、主任（監理）技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

## 『現場代理人・主任（監理）技術者（変更）通知書』 裏面

下記工事について、現場代理人、専任の主任技術者を兼任する。

|          |          |     |  |
|----------|----------|-----|--|
| 現場代理人氏名  |          | 連絡先 |  |
| 主任技術者氏名  |          | 連絡先 |  |
| 兼任する工事 1 | 工事番号     |     |  |
|          | 工事名      |     |  |
|          | 工事場所     |     |  |
|          | 工期       |     |  |
|          | 請負金額（税込） |     |  |
|          | 発注機関名    |     |  |
|          | 監督員氏名    |     |  |
| 兼任する工事 2 | 工事番号     |     |  |
|          | 工事名      |     |  |
|          | 工事場所     |     |  |
|          | 工期       |     |  |
|          | 請負金額（税込） |     |  |
|          | 発注機関名    |     |  |
|          | 監督員氏名    |     |  |

（注）

- 1 現場代理人、専任の主任技術者を兼任する場合に記入すること。
- 2 現場代理人を兼任する2つ以上の工事の合計金額が設計変更により税込 2,500 万円以上となった場合は、『現場代理人・主任（監理）技術者変更通知書』により変更手続きを行うこと。
- 3 主任技術者を兼任する2つ以上の工事のうち、どちらか一方でも工事途中で下請契約の請負代金の額の合計が 3,000 万円（建築一式工事の場合は 4,500 万円）以上となる場合には、兼任できなくなるので注意すること。
- 4 専任の主任技術者等を兼任させる工事の施工場所及び工事概要がわかる仕様書、図面（位置図、設計平面図等）及び工事現場相互の距離が記載された位置図（様式自由）等兼任要件を満たすことが確認できる資料を提出すること。
- 5 現場代理人が県発注工事以外の他工事の現場代理人と兼任させる場合には、当該他工事の発注者が県発注工事との兼任を承認していることがわかる書類（工事協議簿等の写し）を提出すること。